

行方市告示第 130 号

行方市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 11 月 27 日

行方市長 高 須 敏 美

行方市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「省令」という。)及び行方市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和 7 年行方市条例第 23 号)に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等について必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第 2 条 行方市において乳児等通園支援事業を行う者(以下「事業者」という。)は、乳児等通園支援事業認可申請書(様式第 1 号)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第 3 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、申請の内容を審査し、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ行方市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

(認可決定の通知)

第 4 条 市長は、前条に規定する審査及び意見を聴取したときは、認可の可否を決定し、認可する場合は乳児等通園支援事業認可通知書(様式第 2 号)を、認可しない場合は乳児等通園支援事業不認可通知書(様式第 3 号)を事業者に交付するものとする。

(変更の申請)

第 5 条 事業者は、省令第 36 条の 36 第 3 項又は第 4 項の規定による認可事項の変更を届け出るときは、乳児等通園支援事業認可事項変更承認申請書(様式第 4 号)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認する場合は、乳児等通園支援事業認可事項変更承認通知書(様式第 5 号)を、承認しない場合は乳児等通園支援事業認可事項変更不承認通知書(様式第 6 号)を事業者に交付するものとする。

(事業の廃止・休止の届出)

第6条 事業者は、法第34条の15第7項の規定により乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、乳児等通園支援事業認可廃止(休止)申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、廃止又は休止を承認する場合は乳児等通園支援事業認可廃止(休止)承認通知書(様式第8号)を、承認しない場合は乳児等通園支援事業認可廃止(休止)不承認通知書(様式第9号)を事業者に交付するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、行方市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 乳児等通園支援事業の認可の申請及び各種届出に係る手続きその他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

行方市長 宛て

申請者

所 在 地

氏名(又は名称)

代 表 者 氏 名

児童福祉法第 34 条の 15 の規定による認可を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区 分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -			
	電 話:			
	メール:			
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおりに

別紙

添付書類一覧

※ (6)から(11)は、すでに保育所等の認可を受けている場合は不要です。

- (1) 名称、種類及び位置がわかる書類等
- (2) 実施計画書 【別記 1-1 又は別記 1-2】
- (3) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (4) 収支予算書等
- (5) 誓約書(兼役員等名簿) 【別記 2】
- (6) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等
- (7) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等
- (8) 乳児等通園支援事業を行う者の履歴等
- (9) 乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等
- (10) 法人の場合、その法人格を有することを証する書類等
- (11) 定款、寄附行為その他の規約

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分			
(4)受入年齢	歳から	歳まで	
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		
キャンセル料が発生する場合の理由			

(9)給食・おやつ	給食の有無		費用		円		
	おやつの有無		費用		円		
(10)その他費用	その他の費用の有無		内容		費用		円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者			
氏名	役職	教育職又は児童福祉事業 の経験年数	
		年	

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

(利用定員)

職員数		人	うち保育士資格者数		人	0歳	1歳	2歳
専従者数		人	うち保育士資格者数		人	人	人	人

(3)職務内容

--

4 施設設備状況調書

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業 を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件				確認欄
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
		イ			
	イ	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

要件				避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。				
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。				
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。				
		② 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。				
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。				
	カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。				
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。				
	ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。				

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法		・調理室の有無		・加熱、保存等の機能を有する設備の有無	
・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する					

5 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称

(2)施設の所在地

(3)区分

余裕活用型乳児等通園支援事業

(4)受入年齢

歳から

歳まで

(5)事業開始予定日

(6)提供日・時間・提供を行わない日

(7)利用料

利用料金(1時間当たり)

円

(8)キャンセル料

キャンセル料の有無

キャンセル料が発生する場合の理由

(9)給食・おやつ

給食の有無

費用

円

おやつの有無

費用

円

(10)その他費用

その他の費用の有無

内容

費用

円

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業 の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

(ア) 定員(1号、2・3号合計)

	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計	利用定員の空き枠
教育・保育の利用定員					
教育・保育の在籍児童数					

(イ) 室別面積等 ※平面図を添付してください

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業 に充てられる面積		

(ウ) 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業 に従事できる職員数		

3 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法

・調理室の有無

・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

誓約書(兼役員等名簿)

年 月 日

行方市長 宛て

届出者

所在地_____

氏名(又は名称)_____

代表者氏名_____

申請者が(別紙に記載する役員等を含む)、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

(児童福祉法第34条の15第4項各号)

- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。))又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。))であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。))、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。))が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業

の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙)

役員等名簿

[illegible]

第 号
年 月 日

様

行方市長

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記のとおり認可しましたので通知します。

記

名 称	
事 業 の 種 類	
所 在 地	
定 員	人 (内訳) 0 歳児 人 1 歳児 人 2 歳児 人
事 業 開 始 年 月 日	

注意事項

- 1 認可を受けた基準の維持及び向上に努めること。
- 2 市が実施する立入調査及び書類の閲覧を含む事業の実施状況についての確認を受けること。
- 3 市が口頭又は文書で指導を行った事項及び改善の勧告については、改善するように努めること。
- 4 この通知書に記載された事項を変更するときは、乳児等通園支援事業認可事項変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けること。
- 5 事業の実施が困難な事由が生じたときは、速やかにその理由を付して乳児等通園支援事業認可廃止(休止)申請書を市長に提出すること。
- 6 事業の実施が困難になった場合において、事業を制限し、事業の全部若しくは一部を停止し、又は認可を取り消されたときは、事業者は保護者負担の増額、保育水準の低下その他サービス利用者に不利益な取り扱いが生じないように、連携施設への入所等の必要な措置を講ずること。

第 号
年 月 日

様

行方市長

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記のとおり認可しないこととしましたので通知します。

記

名 称	
事 業 の 種 類	
所 在 地	
許 可 し な い 理 由	認可基準を満たさないため

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表するものは行方市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

乳児等通園支援事業認可事項変更承認申請書

年 月 日

行方市長 宛て

申請者
所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け記号番号により認可を受けた乳児等通園支援事業の事項について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所名称
- 2 事業所所在地
- 3 変更予定日
- 4 変更事項(該当する事項に○をつけること)

該当する事項	変更する事項	変更する内容
	施設名称等	
	実施方法 (一般型, 余裕活用型)	
	位置, 建物その他設備	
	認可定員・利用定員	
	経営者	
	管理者	
	運営規程に関する事項	
	その他 ()	

5 添付書類

※ (1)から(6)のうち変更があったもの

- (1) 実施計画書
- (2) 施設の名称, 種類, 位置(所在地)
- (3) 定款, 寄附行為その他の規約
- (4) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等
- (5) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (6) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等
- (7) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

行方市長

乳児等通園支援事業認可事項変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可事項の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

名 称	
事 業 の 種 類	
所 在 地	
変 更 事 項	

第 号
年 月 日

様

行方市長

乳児等通園支援事業認可事項変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可事項の変更については、下記のとおり承認しないこととしましたので通知します。

記

名 称	
事 業 の 種 類	
所 在 地	
承 認 し な い 理 由	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表するものは行方市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号(第6条関係)

乳児等通園支援事業認可廃止(休止)申請書

年 月 日

行方市長 宛て

申請者

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付け記号番号により認可を受けた乳児等通園支援事業について、下記のとおり廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により、以下のとおり申請します。

記

1 事業の種類(事業類型)

2 事業所名称

3 事業所所在地

4 廃止(休止)の理由

5 現に事業を利用している児童に対する措置

6 廃止予定日又は休止予定期間

☐廃止予定日 年 月 日

☐休止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 財産の処分

第 号
年 月 日

様

行方市長

乳児等通園支援事業認可廃止(休止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止(休止)について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

名 称	
事 業 の 種 類	
所 在 地	
廃 止 ・ 休 止 年 月 日	

第 号
年 月 日

様

行方市長

乳児等通園支援事業認可廃止(休止)不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止(休止)について、
下記のとおり承認しないこととしましたので通知します。

記

名 称	
事 業 の 種 類	
所 在 地	
承 認 し な い 理 由	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表するものは行方市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。